

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に係る標準処理期間

(平成 30 年 12 月 25 日設定)

(令和 4 年 3 月 31 日一部改正)

- 1 福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第 4 条第 1 項に基づき性能評価機関による技術審査を受け、同条第 2 項に基づく適合証の写し、同条第 4 項に規定する確認書の写し、第 4 条の 2 第 1 項に規定する確認を受け、同条第 2 項に規定する確認書の写し及び確認済設計住宅性能評価書の写しのいずれかを添付した新築一戸建ての申請で次によるもの
 - (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく認定申請
 - (2) 法第 8 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請
- 2 法第 9 条第 1 項の規定に基づく住宅の譲受人の決定及び同条第 3 項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等の選任を行った際の変更認定申請
- 3 法第 10 条の規定に基づく地位の承継の承認申請

上記の申請について

※ 標準処理期間 7 日

ただし、この期間については、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を含めないものとする。